

「宇部市インバウンドデジタルクーポン」「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」 クーポン登録店舗募集要項

1-1. 「宇部市インバウンドデジタルクーポン」の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した地域経済の活性化に向けて、宿泊業、飲食業、小売業等の消費拡大を図るため、回復が期待されるインバウンドをはじめとした観光需要の本市への取り込みを企図し、「宇部市インバウンドデジタルクーポン」（以下、「クーポン」という。）を発行します。

(2) 実施主体

宇部市観光交流課

(3) 概要

宇部市内の宿泊施設に宿泊した外国人旅行者を対象に、市内の土産物店、飲食店、交通関連事業などで利用できる3,000円分のクーポンを配布します。

（※詳細につきましては、登録完了後にお送りするマニュアルをご参照いただきますようお願いいたします。なお、マニュアルは随時更新します。）

■宇部市インバウンドデジタルクーポン

- ① 発行金額 一人1泊あたり3,000円分。（デジタルクーポン）
※大人・子ども一律です。
※旅行代金の発生しない未就学児、添い寝未就学児、食事のみ、布団のみの未就学児は配布の対象外です。
※QRコードが印刷された引換券を旅行者に配布し、スマートフォン等でクーポンを読み込んでいただきます。
- ② 発行予定数 1万セット（30,000,000円分）
- ③ 対象者 宇部市内の対象の宿泊施設に宿泊した外国人旅行者。
※配布対象者は、チェックイン時にパスポートを提示し、宿泊証明書兼クーポン誓約書に署名する必要があります。
- ④ 利用可能場所 宇部市内の「クーポン登録店舗」として登録する店舗。
※土産物店や飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等を含みます。
※対象の施設は「宇部市インバウンドデジタルクーポン」に参加登録する施設（以下、「クーポン登録店舗」という。）とします。
- ⑤ 対象期間 令和5年9月15日（金）～令和6年2月28日（水）までの宿泊
- ⑥ 配布方法 宇部市内の宿泊施設（宇部旅館ホテル生活衛生同業組合加盟施設もしくは一般社団法人宇部観光コンベンション協会会員施設）にて配布対象者全員が外国人であることを確認できる公的身分証明書（パスポート等）を確認後、チェックイン時に配布します。
- ⑦ 有効期間 チェックイン日から令和6年2月29日まで有効です。
※期限内に利用しなかったものは権利放棄扱いとなります。

⑧ 利用制限等

- 1人あたりの利用制限はありません。
- その他割引と併用可能です。
※ただし各種割引適用後に本クーポンを適用します。
- 現金との引換えや釣銭の支払いはできません。
- クーポンの払戻しや交換、再発行はできません。
- クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受します。
- 本クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品での返金はできません。
- 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
- クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、県及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合があります。

1-2. 「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」の概要

(1) 目的

本市をホームタウンとする山口パッツファイブと対戦する相手チームのファンを宇部市旅行の動機を持つ潜在的観光客と捉え、山口パッツファイブホーム公式戦観戦によるアウェイツーリズムを通じて宇部市の情報発信および旅行需要を喚起させ観光客として呼び込み、宇部観光と地域活性化の継続的な貢献を目指し実証事業として取り組むものとして「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」（以下、「クーポン」という。）を発行します。

(2) 実施主体

宇部市スポーツ振興課

(3) 概要

宇部市内の宿泊施設に宿泊した山口パッツファイブホームゲーム観戦者を対象に、市内の土産物店、飲食店、交通関連事業などで利用できる2,000円分の「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」を配布します。

■宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン

① 発行金額

一人1泊あたり2,000円分。(デジタルクーポン)

※大人・子ども一律。

※宿泊代金の発生しない未就学児、添い寝未就学児、食事のみ、布団のみの未就学児は配布の対象外。

※QRコードが印刷された引換券を配布し、旅行者のスマートフォン等にてクーポンを読込。

②発行予定数

1,000セット(2,000,000円分)

③対象者

宇部市内の登録宿泊施設に宿泊した山口パッツファイブホームゲーム観戦者。

※配布対象者は、チェックイン時にホームゲームの半券等（WEBチケット含む）を提示し、宿泊証明書兼クーポン誓約書に署名する必要がある。

④利用可能場所

宇部市内の「クーポン登録店舗」として登録する店舗。

※土産物店や飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ及び交

通関連事業者等を含む。

※対象の施設は「宇部市アウエイツーリズムデジタルクーポン」に参加登録する施設（以下、「クーポン登録店舗」という。）とする。

- ⑤ 対象期間 令和5年10月6日(金)～令和6年2月28日(水)までの宿泊
(令和6年2月29日(木)チェックアウト分まで)
- ⑥ 配布方法 宇部市内の登録宿泊施設（宇部旅館ホテル生活衛生同業組合加盟施設もしくは一般社団法人宇部観光コンベンション協会会員施設）にて配布対象者全員が山口パッツファイブホームゲーム観戦者であることを確認できる証明（チケット半券等（WEBチケット含む））を確認後、チェックイン時に配布。
- ⑦ 有効期間 チェックイン日から令和6年2月29日まで有効です。
※期限内に利用しなかったものは権利放棄扱いとなる。
- ⑧ 利用制限等
- 山口パッツファイブホームゲーム開催日の前日及び当日の宿泊に限る。
 - その他割引と併用可能。
※ただし各種割引適用後に本クーポンを適用。
 - 現金との引換えや釣銭の支払い不可。
 - クーポンの払戻しや交換、再発行不可。
 - クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受。
 - 本クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品での返金は不可。
 - 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止。
 - クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、県及び事務局は責を負わない。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する可能性がある。

2. クーポン登録店舗

(1) 条件

以下の①から⑧のすべてを満たす事業者等であること。

- ① 宇部市内の土産物店や飲食店、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等であって、国内口座を有していること。
- ② 「宇部市暴力団排除条例」（平成23年 宇部市条例第19号）を遵守すること。
- ③ 事務局が提供するクーポン登録店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- ④ クーポン登録店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する販促ツール（ポスター、ステッカー、のぼり旗等）を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- ⑤ 宇部市インバウンドデジタルクーポン公式ホームページ上、宇部市公式ウェブサイト上、およびランディングページ上に事業者名、所在地等の公開に同意すること。
- ⑥ 県内に複数の店舗等を所有する事業者等は、参加する店舗等を明確にすること。
- ⑦ 宇部市観光交流課が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について宇部市の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- ⑧ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。

※上記内容に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一虚偽の精算申請

等の悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。

(2) 責務等

以下の①から⑨のすべてを遵守する必要があります。

- ① クーポンを現金と交換しないこと。
- ② クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣銭は渡さないこと。また、クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受すること。
- ③ クーポンを利用して購入した商品等の返品の際には返金をしないこと。
- ④ クーポン登録店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等でその旨を明示すること。
- ⑤ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン利用者に不利となる差別的扱いを行わないこと。ただし、前項④の場合を除く。
- ⑥ 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、クーポン登録店舗と旅行者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘もしくは指導を受けた場合等には、クーポン登録店舗の費用負担と責任をもって対処し、解決にあたること。
- ⑦ クーポン登録店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを精算すること、旅行者に不正を促すこと等によりクーポン登録店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該クーポン登録店舗におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、クーポン登録店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、クーポン登録店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- ⑧ 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。またクーポン登録店舗は、事務局から指示があった場合又はクーポン登録店舗が必要と判断した場合には、クーポン登録店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- ⑨ その他、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

(3) 留意事項

- ① クーポンの有効期間は、チェックイン日から令和6年2月29日までです。期限内に利用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- ② クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、宇部市及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。
- ③ 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
- ④ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談してください。
- ⑤ 精算されたクーポンは月2回（毎月15日、末日）にデータ抽出し、1週間程度で指定口座に振込みます。振込手数料は事務局が負担します。

※振込日が土日祝日にあたる場合は、その前平日に前倒しして振込みます。

3. 参加申請方法

本事業への参加（クーポン登録店舗への登録）を希望される事業者様等は、以下の書類をメールまたはFAXで事務局あてに提出してください。受理後の結果はメール又はFAXで通知します。

<提出書類>

- (1) 「宇部市インバウンドデジタルクーポン」「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」クーポン登録店舗参加申請書
- (2) 事業等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類の写し
＜例＞ 営業許可証等のコピー
- (3) 「宇部市インバウンドデジタルクーポン」「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」クーポン登録店舗参加店舗等一覧
- (4) 口座番号を確認できる書類（通帳の表紙又はキャッシュカードの写し等）

提出先

宇部市インバウンドデジタルクーポン事務局
Mail:ube-coupon@bsec.jp
TEL:083-976-5750(8/3~)
FAX:083-976-2301

4. 今後のスケジュール

- ・ 8月8日 第一回説明会、クーポン登録店舗の参加申請書の受付開始
- ・ 8月17日 クーポン登録店舗の第一次参加申請締切（9/15開始時にLPに情報掲載可能、スターターキット納品可能）
- ・ 8月23日 第二回説明会
- ・ 8月29日 クーポン登録店舗の第二次参加申請締切（9/15開始時にはLPに情報掲載不可、スターターキット納品可能）
- ・ 9月中旬 スターターキット発送
- ・ 9月15日 公式ホームページ公開・LP公開、事業開始
- ・ 9月16日 以降随時対応